

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務企画委員会議事日程表

日 時 : 令和8年2月27日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	19	和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について	P. 49
2	議 案	20	和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について	P. 54
3	議 案	31	令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)【総務企画所管分】	P. 122

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算(第7号)

○歳入

○地方債補正

デジタルサービスツール整備事業

公金収納システム等整備事業(税務室所管分)

○繰越明許費補正

大阪府防災行政無線設備整備事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	森 久 往	副 委員 長	岡 田 勉
委員	小野林 治三夫	委員	早乙女 実
委員	スペル・デルフィン	委員	阿 部 博
委員	吉 川 茂 樹	委員	小 林 昌 子

オブザーバー（2名）

議 長	山 本 秀 明	副 議 長	浜 田 千 秋
-----	---------	-------	---------

説明のため出席した者の職氏名

市 長	辻 宏 康
副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	並 木 敏 昭
危機管理部 長	堀 勇 樹
市長公室 長	前 田 正 和
総 務 部 長	土 本 修 一
会計管理者	田 中 靖 晃
行政委員会総合事務局長	森 博 紀

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	総務課 長	上 岡 繁
総務課長補佐	大 西 摩 紀子	総務課議事調査係総括主査	西 垣 聡

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○森 久住委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより総務企画委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○森 久住委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

辻市長、お願いします。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

総務企画委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

森委員長、岡田副委員長はじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また山本議長、浜田副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、危機管理部、市長公室、総務部、会計室、議会事務局及び行政委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、よろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 久住委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○森 久住委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第19号 和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について

○森 久住委員長 議事第1、議案第19号 和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

前田市長公室長。

○前田正和市長公室長 市長公室長の前田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第19号 和泉市事務分掌条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書49ページを御覧ください。

まず、提案理由は、子どもの健やかな成長・発達を保障し、より安心して子育てしやすい環境を整えるため、保育に関する事務を教育委員会事務局から市長部局へ移管しようとするものです。

次に、改正の内容につきまして、50ページを御覧ください。

まず、第1条の新旧対照表は、和泉市事務分掌条例の一部改正でございまして、第1条及び第8条中、子育て健康部をこども・健康部に改め、第8条のこども・健康部の分掌事務に保育に関することを追加するものです。

次に、51ページ、第2条の新旧対照表は、和泉市職員定数条例の一部改正でございまして、事務移管に伴い、保育園等の所属職員として210人分の定数を教育委員会から市長部局へ変更するもので、市全体での定数の増減はありません。

次に、第3条の新旧対照表は、和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございまして、現在、教育委員会が保育の事務を行うために市長部局から住民票に関する情報などを本条例に基づいて提供していますが、事務移管によりその必要がなくなることから、第5条及び別表第3を削除するものです。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

最後に53ページの附則は、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久往委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、共産党の早乙女です。

別に通告してませんし、反対するつもりもありませんが、ちょっと確認をさせてください。

もともと教育委員会へ行く前は、福祉事務所というか、福祉部で児童課ですかね、子育ての分はそこでやってたんですか、その後が教育委員会、その前に大体こども部をつくって、教育と幼稚園と保育所を一緒に見るという、そういう形で変えられて、今度は市長部局へ変えるということで、理由は先ほど述べられたように、子どもの健やかな成長・発達を保障し、より安心して子育てしやすい環境をつくるということなんですが、数年間というか、平成27年に教育委員会へ行ったというふうに事前にちょっとお聞きしてますけども、それほど間がたってないのに、またまた今度は教育委員会から市長部局へ移すという、その辺のちょっと理由というか、説得性、何でそうなるのかというのがよう分からないというか、ちょっとこの辺の理由づけをもう少し詳しく確認をさせてください。

○森 久往委員長 福田企画経営担当課長。

○福田陽介市長公室政策企画室企画経営担当課長 企画経営担当課長の福田です。

委員おっしゃいましたように、平成27年度に幼保一元化に向けましてこども未来室を教育委員会に移管をいたしました。令和8年度には北松尾こども園が、令和9年度には仮称のいずみ国府こども園が新設をされまして、令和8年度末をもって公立幼稚園がなくなり、認定こども園へと集約をされてまいります。また令和8年度により、こども誰でも通園制度が開始され、新設される認定こども園では子育て支援事業の実施が必要でありまして、教育や保育だけでなく子育て施策との連携強化が求められる中であることを踏まえまして、保育や子育てに関する業務を集約し、子どもの健やかな成長と発達を保障し、安心して子育てできる環境を整えるための体制強化を図るものでございます。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○森 久往委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 幼保一元化のためにということで、教育委員会、こども部そのものを動かしたということで始まって、今度は認定こども園とかあるいはこども誰でも通園制度が始まるということで、市長部局へ移すという、その辺の経過を含めて分かりました。ただ、これだけ短時間の間にこれだけ変わっていくというあたりで、いわゆる子育て施策の位置づけというのが、そう簡単どころどころ変わっていいのかなという気はちょっと思いましたんで、確認をさせていただきました。おっしゃっている理由は分かりましたんで、子ども政策が軽んじられているのではないということの確認をさせていただきましたので、反対はしませんので、取りあえずお聞かせいただきました。

ありがとうございます。結構です。

○森 久往委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号 和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○森 久往委員長 議事第2、議案第20号 和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

土本総務部長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○土本修一総務部長 総務部長の土本です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第20号 和泉市行政手続条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書54ページを御覧ください。

提案の理由でございますが、行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、公示送達の電子化に関し、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、55ページを御覧ください。

第15条は許認可の取消しといった不利益処分を行うに当たって、必要となる聴聞手続に関して、相手方への通知を公示送達により行う場合に、インターネット等不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、書面を掲示場に掲示すること等により行うものでございます。実際の運用といたしましては、公示すべき情報を市ホームページに掲載するとともに、庁舎掲示場に掲示することを予定しております。

次に、57ページ、第29条は、弁明の機会の付与に関する相手方への通知について、聴聞の場合と同様の措置を取るものでございます。

その他の規定につきましては、これらの改正に伴う項ずれや文言の修正など、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、58ページ、附則でございますが、本条例は行政手続法の改正の施行日と同日の令和8年5月21日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第20号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○森 久往委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

これより採決をいたします。

議案第20号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）〈総務企画所管分〉

○森 久往委員長 議事第3、議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

赤松 I T活用推進担当課長。

○赤松宏紀市長公室政策企画室 I T活用推進担当課長 I T活用推進担当課長の赤松です。

議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、第3表、地方債補正について、政策企画室 I T活用推進担当にて御説明します。

補足資料の補正一覧表を御覧ください。

補正一覧表の1段目、第22款、歳入、市債、デジタルサービスツール整備事業債ほかについて補正理由等を御説明します。

補正の理由等についてです。

今年度より創設されたデジタル活用推進事業債を活用するため、国に対してデジタル活用推進計画を提出し、既に承認をいただいています。

市債の発行に当たり、当初予算では市債限度額は不足することから、歳入予算の補正を行うものです。なお、対象となる事業は記載の6事業で、合計額は4億60万円となります。

以上、誠に簡単ではございますが、I T活用推進担当所管分の補正予算の説明となります。

○森 久往委員長 米田危機管理課長。

○米田尚礼危機管理部危機管理課長 危機管理課長の米田です。

議案第31号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第7号）のうち、危機管理課所管分につきまして、御説明いたします。

補正一覧表を御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

2 段目、第 2 款総務費の大阪府防災行政無線設備整備事業です。本事業は、大阪府が実施している大阪府防災行政無線設備の整備に対し、市町村が負担金を支出し、事業を実施しておりますが、更新整備を行う上で大阪府からネットワークを管理する自治体衛星通信機構との耐光試験などに想定以上の期間を要し、整備完了が令和 8 年度になる旨の通知がありました。このことから、本市も負担金 859 万 3,000 円を令和 8 年度に繰り越すものです。

以上、誠に簡単ではございますが、危機管理課所管分の補正予算の説明となります。

○森 久住委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第 31 号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第 31 号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○森 久住委員長 以上で、本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前 10 時 15 分閉会)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 森 久 往